

平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成19年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査に係る滋賀県における調査結果は以下のとおりであった。

なお、記載に関する留意点は次のとおりである。

- ・ 県の調査結果における比率（％）の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入しており、比率の合計が100.0％となるように調整していない。
- ・ 以下の各表の一部には、平成18年度の県調査結果の数値（％）を「H18％」として示している。

本調査では、虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象とする（ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする）。

本調査における相談・通報受理件数は、平成19年4月1日～平成20年3月31日の期間に各市町で新たに相談または通報として受理した事例を集計対象とする。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・ 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

(1) 相談・通報受理件数

平成19年度、県内の26市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、5件であった。（参考：H18年度の相談・通報総数は3件）

(2) 相談・通報者 (表1)

相談・通報総数5件における相談・通報者の内訳は、「家族・親族」が40.0%(2人)、「当該施設・事業所職員」、「医師」、「介護支援専門員」が20.0%(1人)であった。

表1 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明 (匿名を含む)	合計
人	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	5
%	0	40.0	20.0	0	20.0	20.0	0	0	0	0	-
H18 %	0	66.7	0	0	0	0	0	0	33.3	0	-

(注) %は相談・通報総数5件に対する割合である。

(3) 事実確認調査の状況 (表2)

相談・通報総数5件のうち、「事実確認調査を行った事例」は4件、「事実確認調査を行っていない事例」は1件であった。

「事実確認調査を行った事例」4件について、その結果の内訳は、「虐待の事実が認められなかった事例」が3件、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」が1件であった。事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」はなかった。(参考：H18年度の「虐待の事実が認められた事例」は0件)

一方、「事実確認調査を行っていない事例」は1件であり、これは「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」であった。

表2 事実確認調査の状況

相談・通報総数	5件
事実確認調査を行った事例	4件
虐待の事実が認められた事例	0件
虐待の事実が認められなかった事例	3件
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1件
事実確認調査を行っていない事例	1件
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	1件
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	0件
その他の事例	0件

事実確認調査の対象となった要介護施設・事業所4件の内訳は次のとおりであった。

- ・ 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) 2件
- ・ 短期入所施設 (生活介護、療養介護) 1件
- ・ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報受理件数

平成19年度、県内の26市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、315件であった。(参考：H18年度の相談・通報総数は、301件)

(2) 相談・通報者(表3)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が47.6%と最も多く、次いで「当該市町行政職員」が11.7%、「家族・親族」が11.1%、「民生委員」と「被虐待者本人」がともに6.3%であった。また、「虐待者自身」からは1.9%であった。

1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数315件と一致しない。

表3 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人	150	13	20	20	35	6	37	6	33	0	320
%	47.6	4.1	6.3	6.3	11.1	1.9	11.7	1.9	10.5	0	-
H18 %	48.5	4.7	11.6	5.3	9.3	1.7	9.0	2.7	11.3	0	-

(注) %は相談・通報総数315件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 事実確認調査の状況(表4)

相談・通報総数315件のうち、「事実確認調査を行った事例」は303件、「事実確認調査を行っていない事例」は12件であった。

「事実確認調査を行った事例」303件については、すべての事例において、立入調査以外の方法により事実確認調査が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が217件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が86件であった。「立入調査により事実確認調査を行った事例」は、今回の調査ではなかった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」12件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が9件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が3件であった。

表4中において、H18%の「その他」は、「訪問拒否等により事実確認が不可能だった事例」を指しているが、H19年度の調査では、回答項目の見直しにより削除された。

表4 事実確認調査の状況

	件数	%	H18 %
相談・通報総数	315	100.0	100.0
事実確認調査を行った事例	303	96.2	91.4
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	303	96.2	91.0
訪問調査により事実確認調査を行った事例	217	68.9	64.8
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	86	27.3	26.2
立入調査により事実確認調査を行った事例	0	-	0.3
(立入調査のうち)警察が同行した事例	0	-	0.3
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	-	-
事実確認調査を行っていない事例	12	3.8	8.6
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	9	2.9	6.0
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	3	1.0	1.3
その他			1.3

(4) 事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」303 件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)」の総数は、221 件であった。(参考：H18 年度の虐待判断事例の総数は、202 件)

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でない」と判断した事例は 45 件、「虐待の判断に至らなかった事例」は 37 件であった。

以下、虐待判断事例の総数 221 件を基に、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表5)

「身体的虐待」が 51.6 % と最も多く、次いで「心理的虐待」が 38.5 %、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が 36.7 %、「経済的虐待」が 31.2 % であった。

1 件の事例に対し、種別・類型が複数の場合があるため、内訳の合計は虐待判断事例の総数 221 件と一致しない。

表5 虐待の種類・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	114	81	85	0	69	349
%	51.6	36.7	38.5	0	31.2	-
H18 %	53.0	36.6	33.7	0	30.2	-

(注) % は虐待判断事例の総数 221 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100 % にならない。

(6) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別 (表 6)

性別では、「女性」が 79.2 %、「男性」が 20.8 %と、「女性」が被虐待者の 8 割近くを占めていた。

表 6 被虐待者の性別

	男	女	不明	合計
人	46	175	0	221
%	20.8	79.2	0	100.0
H18 %	24.6	74.9	0.5	100.0

1 件の事例に対し、被虐待者が複数である事例は、今回ないため、虐待判断事例の総数 221 件に対する被虐待者の総数は、221 人。
(参考 : H18 年度の被虐待者の総数は、203 人)
以下、イ、ウについても同様に、被虐待者の総数 221 人を対象としている。

イ. 被虐待者の年齢階層 (表 7)

年齢階層別では、「85 ~ 89 歳」が 25.8 %と最も多く、次いで「80 ~ 84 歳」が 22.6 %、「75 ~ 79 歳」が 22.2 %、「90 歳以上」が 17.2 %であった。これら 4 つの年齢階層を合わせると 87.8 %であり、被虐待者の 9 割近くが 75 歳以上の年齢であった。

表 7 被虐待者の年齢階層

	65 ~ 69 歳	70 ~ 74 歳	75 ~ 79 歳	80 ~ 84 歳	85 ~ 89 歳	90 歳 以上	不明	合計
人	9	17	49	50	57	38	1	221
%	4.1	7.7	22.2	22.6	25.8	17.2	0.5	100.0
H18 %	6.4	31.5		43.8		17.2	1.0	100.0

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況 (表 8)

「認定済み」が 77.8 % (172 人) であり、全体の 8 割近くが介護保険は「認定済み」の状況であった。また、「未申請」は、19.0 % (42 人) であった。

表 8 被虐待者の介護保険申請状況

	人	%	H18 %
未申請	42	19.0	17.2
申請中	3	1.4	0.5
認定済み	172	77.8	81.3
認定非該当 (自立)	4	1.8	1.0
不明	0	0	0
合計	221	100.0	100.0

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表 9）

表 9 要支援・要介護状態区分

	人	%	H18 %
要支援 1	8	4.7	6.7
要支援 2	9	5.2	5.5
要介護 1	27	15.7	16.4
要介護 2	33	19.2	18.2
要介護 3	47	27.3	26.1
要介護 4	30	17.4	18.2
要介護 5	18	10.5	9.1
不明	0	0	0
合 計	172	100.0	100.0

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表 8）中において、「認定済み」であった者 172 人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要介護 3 以下」が 72.1 %（124 人）であり、比較的軽度の者が 7 割以上であった。

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表 10）

表 10 認知症日常生活自立度

	人	%	H18 %
自立または認知症なし	17	9.9	16.4
自立度	15	8.7	7.9
自立度	61	35.5	29.1
自立度	54	31.4	30.3
自立度	14	8.1	7.9
自立度 M	2	1.2	0
認知症あるが自立度不明	5	2.9	2.4
自立度 以上（再掲）	(136)	(79.1)	(69.7)
認知症の有無が不明	4	2.3	6.1
合 計	172	100.0	100.0

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 172 人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度 以上」が 79.1 %（136 人）であり、8 割近くが、認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

（注）「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度」が含まれている可能性がある。

カ. 虐待者との同居・別居（表 11）

表 11 虐待者との同居・別居

	件数	%	H18 %
虐待者と同居	201	91.0	89.6
虐待者と別居	16	7.2	6.4
その他	4	1.8	1.5
不明	0	0	2.5
合 計	221	100.0	100.0

「虐待者と同居」が 91.0 % であり、9 割以上が虐待者と同居している状態であった。

キ. 世帯構成（表 12）

表 12 世帯構成

	件数	%	H18 %
単身世帯	12	5.4	9.4
夫婦二世帯	15	6.8	8.4
未婚の子と同一世帯	60	27.1	27.2
既婚の子と同一世帯	101	45.7	45.0
その他	33	14.9	7.9
不明	0	0	2.0
合 計	221	100.0	100.0

「既婚の子と同一世帯」が 45.7 % と最も多く、次いで「未婚の子と同一世帯」が 27.1 % であり、両者を合わせると 72.8 % と、7 割以上が「子と同居」であった。

ク. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表 13）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 44.4 % と最も多く、次いで「息子の配偶者（嫁）」が 20.3 %、「娘」が 13.7 % の順であった。

1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数 221 件に対し、虐待者の総数は 241 人であった。

表 13 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配 偶者(嫁)	娘の配偶 者(婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人	21	8	107	33	49	5	3	4	11	0	241
%	8.7	3.3	44.4	13.7	20.3	2.1	1.2	1.7	4.6	0	100.0
H18 %	11.1	4.1	36.5	11.5	23.4	2.0	0.8	5.7	4.1	0.8	100.0

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無（表 14）

虐待への対応策としての分離の有無については、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 25.7 % と、4 分の 1 以上の事例で分離が行われていた。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、63.1 % であった。

表 14 分離の有無

	件数	%	H18 %
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	57	25.7	32.2
被虐待者と虐待者を分離していない事例	140	63.1	64.4
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	0	0	0.5
現在対応について検討・調整中の事例	12	5.4	3.0
その他	13	5.9	-
合 計	222	100.0	100.0

(注) 件数の 222 件には、H 19 年度中の虐待判断事例の総数 221 件の他、「事実確認調査までは H 18 年度中に行われ、その対応策が H 19 年度に入ってから執られた事例」1 件が含まれている。

イ. 分離を行った事例の対応（表 15）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 43.9 % と最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 31.6 %、「緊急一時保護」12.3 %、「医療機関への一時入院」8.8 % の順であった。

なお、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った 18 件のうち、4 件については、面会の制限が行われていた。

表 15 分離を行った事例の対応

	件数	%	H18 %
契約による介護保険サービスの利用	25	43.9	53.0
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	18	31.6	12.1
（上記のうち）面会の制限を行った事例	4		
緊急一時保護	7	12.3	6.1
医療機関への一時入院	5	8.8	16.7
その他	2	3.5	12.1
合 計	57	-	-

（注）%は分離を行った事例の総数 57 件に対する割合である。

ウ. 分離していない事例の対応（表 16）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 53.6 % と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 32.9 %、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が 15.7 % であった。

表 16 分離を行っていない事例の対応（複数回答）

	件数	%	H18 %
養護者に対する助言・指導	75	53.6	54.2
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	4	2.9	10.7
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	22	15.7	11.5
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	46	32.9	35.1
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	13	9.3	7.6
その他	23	16.4	20.6
見守りのみ	14	10.0	14.5

（注 1）%は分離を行っていない事例の総数 140 件に対する割合である。

（注 2）「見守りのみ」には、他の対応と重複がない事例のみが計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度および地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 2 件、「利用手続き中」が 4 件であり、これらを合わせた 6 件のうち、「市町長申立の事例」は 3 件であった。

一方、「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の利用は 5 件であった。

(8) 虐待等による死亡例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」で、平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の間に発生し、市町で把握している事例について報告を求めたところ、本県においては、虐待等による死亡例の報告はなかった。

3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 19 年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。(表 17)

「対応の窓口となる部局の設置」および「対応の窓口となる部局の住民への周知」については、すべての市町で実施されていた。

「講演会や広報紙等による住民への啓発活動」は 69.2 % (18 市町)、「地域包括支援センター等の関係者への研修」および「成年後見制度の市町長申立への体制強化」は 65.4 % (17 市町)、また、「居宅介護サービス事業者に法について周知」は 61.5 % (16 市町) であり、実施率が比較的高かった。

一方、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」42.3 % (11 市町)、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」26.9 % (7 市町)、「保健医療福祉サービス介入ネットワークの構築への取組」は 19.2 % (5 市町) であった。また、「老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」は 38.5 % (10 市町)、「法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議」は 34.6 % (9 市町) であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となる項目は、実施率が低かった。

表 17 市町における体制整備等の実施状況 (26 市町、平成 19 年度末現在)

	実施市町数	%	H18 %
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置	26	100.0	88.5
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	26	100.0	76.9
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	12	46.2	26.9
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	17	65.4	46.2
高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動	18	69.2	42.3
居宅介護サービス事業者に法について周知	16	61.5	57.7
介護保険施設に法について周知	7	26.9	23.1
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	11	42.3	19.2
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」の構築への取組	5	19.2	11.5
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	7	26.9	0
成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所内の体制強化	17	65.4	61.5
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	9	34.6	15.4
老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整	10	38.5	-

